別表十六(六) 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

- イ この明細書は、令第64条第1項第2号(繰延資産の償却限度額)の規定により均等償却を行うことと されている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- ロ 繰延資産の償却に関する明細書の提出について、令第67条第2項((繰延資産の償却に関する明細書の添付))の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式))の規定の適用を受けて、明細書の代わりに同条に規定する合計額を記載した書類を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、「償却期間の月数4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」の各欄の記載は必要ありません。

(2) 各欄の記載要領

この明細書は、繰延資産の種類の区分ごとに、かつ、償却期間の異なるごとに別行に記載します。また、 種類及び償却期間が同じであっても、当期に支出したものは別行で記載してください。

- (単) 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。
 - (4) 「評価換え等」とは、令第48条第5項第3号に規定する評価換え等をいいます。
 - (□) 「期中評価換え等」とは、令第48条第5項第4号に規定する期中評価換え等をいいます。
 - (ハ) 「期末評価換え等」とは、令第48条第5項第3号に規定する評価換え等のうち、同項第4号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「繰延資産の種類1」	例えば「公共的施設負担金」、「共同的施設負担金」、「建 物賃借権利金」等のように、その支出の費目を記載します。	
「支出した年月2」	当期の中途で支出した繰延資産となる費用について別行として記載する場合に、その支出した年月を記載します。	
「支出した金額3」	繰延資産につき評価換え等が行われたことによりその 帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる繰延 資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この 欄にその評価換え等の直後の帳簿価額を記載します。 (1) 当期前の各事業年度又は各連結事業年度(以下「各事 業年度等」といいます。)において、期末評価換え等が 行われた繰延資産その期末評価換え等が行われた 事業年度又は連結事業年度(以下「事業年度等」といい ます。)後の各事業年度 (2) 当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が 行われた繰延資産その期中評価換え等が 行われた繰延資産その期中評価換え等が行われた 事業年度等以後の各事業年度	1 評価のにより (1) 平 (1) 平 (2) う項規に定えて (1) 平 (2) う項規に (2) う項規に (2) う項規に (3) のより (3) うの (3) の (4) の (5) の (5) の (5) の (5) の (6) の (6

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		等時価評価が平成18 年10月1日以後に行 われた場合 2 評価換え等のうち連 結時価評価に係るこの 欄の記載は、平成16年 4月1日以後に開始す る各事業年度において 行います。
「償却期間の月数4」	(1) その繰延資産の支出の効果の及ぶ期間の年数に 12 乗じた月数を記載します。 (2) その繰延資産につき、評価換え等が行われたことにりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次にげる各事業年度において、それぞれ次の月数を記載しす。 イ 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度等終了の日後の期間の月数 ロ 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の名業年度償却期間のうち期中評価換え等が行われた事業年度等がその繰業年度償却期間のうち期中評価換え等が行れた事業年度等がその繰りを事業年度等開始の日(当該事業年度等がその繰りをする日の属する事業年度等ある場合には同日とし、適格合併、適格分割、適相物出資又は適格現物分配(以下「適格組織再編成」いいます。)により被合併法人、分割法人、現物と法人又は現物分配法人から引継ぎを受けた日の属る事業年度等である場合にはその適格組織再編成日)以後の期間の月数	に1年未満の端数がある 場合には、その1年未満 の端数は切り捨てます。 業 業 た 事 の 達 で 移 と 資 す 衣 の
「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」	 (1) 当期中のその繰延資産の償却期間の月数(当期がました事業年度であるときは、支出した月から当期末まの月数とし、1月未満の端数は切り上げます。)を記します。 (2) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産にいてその適格組織再編成の日の属する事業年度の保限度額を計算する場合には、その適格組織再編成の目の当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。 (3) 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業度においては、「4」に記載した償却期間のうち当期にまれる期間の月数を記載します。 (4) 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事を度においては、「4」に記載した償却期間のうち当期である期間の月数を記載します。 	で載っつ類かま年含業
「前期からの繰越額 10」	法第 32 条第 7 項 (繰延資産の償却費の計算及びその 却の方法)) に規定する繰延資産について同項に規定する たない部分の金額 (以下「帳簿記載等差額」といいます がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれぞ 事業年度においてその帳簿記載等差額をこの欄の上屋 外書として記載します。 (1) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産(2 法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業	5満 一。) マの 设に 公益

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	属していたものを除きます。)その適格組織再編成の日の属する事業年度 (2) 合併、分割、現物出資、現物分配(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除きます。以下「合併等」といいます。)により移転を受けた繰延資産その合併等の日の属する事業年度 (3) 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産その民事再生等評価換えが行われた事業年度 (4) 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度 (5) 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度	
「同上のうち当期損金認容額 11」	当期において償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却超過額の範囲内でその償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。 「10」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「翌期への繰越額 12」	「10」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	

(3) 根拠条文

法 32、令 64~67

2 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書の用途は、令第64条第1項第1号((創立費等の償却))の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「前期までに償却した金額 15」	当期前の各事業年度等において、期末評価換え等が行われた繰延資産又は当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産にあっては、その期末評価換え等又は期中評価換え等によりその帳簿価額が減額された金額を、この欄の上段に外書として記載します。	
「期末現在の帳簿価額 17」	「15」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	

(3) 根拠条文

法 32、令 64